

KNC NETWORK NEWS

2015年12月19日 発行

気になる記事

税制大綱きょう決定～食品は外食除き8%、軽減税率、17年4月から～
2016年度税制改正大綱の全容が固まった。17年4月の消費税増税時に導入する軽減税率の制度設計を盛り込んだ。消費税率が10%になった後も、酒類と外食を除く食品全般を8%に据え置く。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

http://www.kngroup.jp

経営一言: 成長を支えるのがイノベーションだ。イノベーションを続けるため。M&A(合併・買収)で新しい技術を取り込む。その際には、買収する企業の文化を残すのも大事だ。

(テルモ 社長・新宅 裕太郎氏)

ー 所長コメント: 商品を包む包装紙、包装を包む社員、社員を包む風土、風土は長年培ったその会社の文化です。風土や文化は、店舗(会社)の入口に入った時から影響を受けます。ー

年の途中で扶養親族に該当しなくなった場合の扶養控除等申告書 《税務》

扶養控除等申告書に記載した事項について異動が生じた場合には、異動が生じた後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、その異動の内容、従業員の住所・氏名・個人番号、給与支払者の所在地・名称等を記載した申告書を給与の支払者に提出する必要がありますが、この申告書は、当初提出を受けた申告書を補正する形で提出しても差し支えないこととしています。

したがって、扶養親族に該当しなくなった親族の情報については、二重線等で補正しても問題ありません。

また、当初提出する申告書と異動の際に提出する申告書は別の申告書となりますので、一枚の申告書を補正したとしても、当初の申告書の保存義務がなくなるわけではありません。したがって、当初の申告書の記載事項である扶養親族の個人番号は、当初の記載事項が確認できる程度に補正を行う必要があります。

従業員に支給する金品の取扱い 《税務》

事業に関連性のある、資格取得のための費用等を支給した時は、一定の場合に該当すれば、その金品は非課税として扱われ、源泉徴収する必要はありません。

一定の場合とは、使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、従業員に対して職務に直接必要な技術や知識の習得、免許や資格取得のための研修会、講習会等の出席費用等として支給したもので、適正と認められるものとなります。

適正となるか否かは、その知識等を習得等によって、個人に帰属する利益や事業関連性、習得後の勤務期間等を勘案して個別に判断することになります。

個人事業の専従者給与 《税務》

生計を一にしている配偶者やその他の親族が「事業専従者」であれば、労務の対価として相当であると認められる金額は必要経費にできます。そのため、親族に給与を支給する際は、給与の金額がその労務の対価として相当であること、また、「専ら事業に従事している」ということについての状況証拠をそろえるようにしましょう。

事業専従者は、事業に専従した期間がその年の6ヵ月を超える人です。ただし、次のいずれかに該当するときは、事業専従が可能だった期間の2分の1に相当する期間を超えて仕事をしていれば該当するものとされています。

①年の途中での開業、廃業、休業、事業主の死亡、季節営業であることなどの理由で、事業がその年中を通じて営まれなかったこと

②事業に従事する人の死亡、長期の病気、婚姻などの理由で、その年中を通じてその居住者と生計を一にする親族として事業に従事できなかったこと

経費になる金額は、納税地の所轄税務署長に提出した「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載されている方法で、記載された金額の範囲内で支払われた給与に限ります。

業績回復期の心得 《経営》

昔から重い病気は少し治った時(小康状態)が危ないと言われます。人は長期療養等をして病気が回復傾向になると緊張感が緩むためか、療養を怠けたりしてより重い病状になることがあります。回復期こそ油断できません。

経営にも同じ注意が必要で、特に赤字続きや資金繰り難等、厳しい経営状況を抜け出す直前が最も要注意です。

一例として、A社長が経営するX社(建設業、年商15億円)は10年前から業績が低迷して資金繰りに苦しんでいました。毎月の支払毎に資金調達に走り回り、少しずつ業績が回復していました。そんな時、A社長個人が20年前に買って放置していた山林の一部に公的施設ができることになって売却しました。A社は一息ついて、毎月の資金繰りに苦しまなくなりました。今は長年走り続けたことに対する休憩時間という言い訳をしていました(結果は回復目標期限の先延ばしになった)。人は苦しい環境には中々慣れません、楽な環境には容易に慣れるものです。数年後X社は苦境に陥った時、再生の目途が全く立たなくなっていました。

経営改善計画に沿って徐々に業績が回復しているような場合でも、最後の1年か2年の仕上げで力を抜くとたちまち元の木阿弥になることがあります。たとえ順調な回復途上にあっても油断せず、目標達成を先延ばしにする態度を戒める心得が大切です。